

改 正 案	現 行
施本第 号（C F Q） 平成 年 月 日 末尾記載 殿 防衛施設庁長官 土地建物等賃借料の算定について （通達） 標記について、別紙のとおり定め、平成19年9月1日から適用することとしたので通達する。 以 上 添 付 書 類：別紙 本信あて先：各防衛施設局長 各防衛施設支局長 別 紙 第1 総則 1 駐留軍の用に供する土地、建物及び動産（以下「土地等」という。）について賃貸借契約による場合の1箇年の賃借料は、本通達により算定する。 2 本通達によって算定した土地等の賃借料は、その土地等及び近傍類似の地代、家賃、売買価格等を考慮して適正に補正しなければならない。この場合において、賃借料を近傍類似の価格と比較するときは、地代及び家賃は課税所得により、売買価格は課税所得の計算の基礎となった売買価格によらなければならない。	調達規第15号 駐留軍ノ用に供スル土地等ノ損失補償等要綱ニ基ク土地建物等賃借料算定基準ヲ次ノトオリ定メ、昭和27年7月28日より実施スル。 昭和27年11月4日 調達庁長官 根道 広吉 土地建物等賃借料算定基準 第1章 総則 1 駐留軍ノ用に供スル土地、建物（工作物、附帯設備ヲ含ム）オヨビ動産（設備オヨビ備品ヲイウ）（以下単ニ「土地等」トイウ）ニツイテ賃貸借契約ニヨル場合ノ1カ年ノ賃借料ハ本基準ニヨリ算定スル。 2 本基準ニヨツテ算定シタ土地等ノ賃借料ハソノ土地等オヨビ近傍類似ノ地代、家賃、売買価格等ヲ考慮シテ適正ニ補正シナケレバナラナイ。 3 賃借料ヲ近傍類似ノ価格ト比較スル場合、地代、家賃ハ課税所得ニヨリ、売買価格ハ課税所得ノ計算ノ基礎トナツタ売買価格ニヨラナケレバナラナイ。 4 前項ニヨリ補正増額スル場合、マタハソノ土地等ノ旧基準ニヨル賃借料ヲ考慮シテ賃借料ヲ補正増額スル場合ハ、昭和27年度ニ限ツテ本基準ニヨル賃借料ノ10%範囲内デ補正増額ヲ行ウコトガデキル。 5 北海道、青森県ノ山林、原野ニツイテハ、当該固定資産課税台帳ニ登録サレタ価額（以

第2 土地の賃借料

土地の借料は、次に掲げる区分に応じ算定するものとする。

1 宅地、山林、原野その他の土地（農地を除く。以下同じ。）

(1) 使用開始時（契約時又は契約更改時と同じ。）に属する年度の推定取引価格に、宅地は5%の率を、山林、原野その他の土地は4%の率をそれぞれ乗じた額とする。

(2) 地方公共団体が所有する土地の賃借料については、条例により使用料が定められている場合には、それによることができる。

(3) 次に掲げる法人が所有する土地の賃借料については、それぞれ当該法人が定める貸付料算定基準によることができる。

ア 各旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

イ 各電信電話株式会社

ウ 日本たばこ産業株式会社

2 農地

(1) 土地台帳の地目等に関係なく農耕地、採草地、放牧地等として利用されている土地で、使用により農業経営が不能となる場合は、原則として使用する土地の所得税課税の基礎となった農業粗収入から農業経営費を控除した農業所得額を算出

下「登録価額」トイウ）ガ適正ニ改正サレルマデハ本基準ニヨル賃借料ノ10%補正増額ヲ超ユルコトガデキル。

6 登録価額ガ、駐留軍（旧連合国軍ヲ含ム）

ノ用ニ供スルタメ、特別ニ減価サレタ場合ニハ、当該土地等ノ所轄地方税務署長ノ証明ガアルモノニ限り、固定資産税額ヲ除キ、ソノ減価サレナイ登録価格ヲモツテ本基準ニヨリ算定スルコトガデキル。

7 土地等ヲ使用スル場合ニハ本基準ニヨリ1カ年分ノ賃借料相当額ヲ算定シ使用期間ニ対応スル額ヲ賃借料トスル。

第2章 土地ノ賃借料

1 宅地、山林、原野、ソノ他（農地ヲ除ク）

(ア) 使用開始時（契約時マタハ契約更改時モ同じ）ニ属スル年度ノ登録価格ニ宅地ハ5%、山林、原野ソノ他ハ4%ノ率ヲ乗ジタ額ト、ソノ土地ノ固定資産税額トノ合計額トスル。タダシ、ソノ年度ノ登録価格ガ決定サレテイナイ場合ハ、前年度ノ登録価格ニヨルモノトスル。

(イ) 固定資産税ガ賦課サレテイナイ土地ニツイテハ、近傍類似ノ土地ノ坪当登録価格ニ比準シテ査定シタ額ニ宅地ハ5%、山林、原野、ソノ他4%ノ率ヲ乗ジタ額ニソノ土地ノ坪数ヲ乗ジタ額トスル。

(ウ) 地方公共団体所有ノ土地ガ都マタハ市条例ニヨリ坪当使用料ガ規定サレテイル場合ニハ、ソノ坪当使用料ニソノ土地ノ坪数ヲ乗ジタ額ノ範囲内トスル。

註：登録価格ニ修正ガアツタ場合ハ修正サレタ登録価格ニ基イテ(ア)ニヨツテ算出シタ額トスル。

2 農地

(ア) 土地台帳ノ地目等ニ関係ナク農耕地、採草地、放牧地等トシテ利用サレテイル土地デ、使用ニヨリ農業経営ガ不能トナル場合ハ原則トシテ使用スル土地ノ所得税課税ノ基礎トナツタ農業粗収入カラ農業経営費ヲ控除シタ農業所得額ヲ算出シ、コノ額ノ8

し、この額の80%の額とする。

- (2) (1)の農業所得額の計算方法は、当該土地で収穫される作物等について統計資料等の数値を斟酌して過去4箇年分の農業所得額を算出し、それぞれの年度に対応する物価指数等により使用の属する年度の額に修正したものの算術平均したものととする。

0%の額トスル。

- (イ) 前項ノ農業所得額ノ計算方法ハ、所得税法マタハ法人税法ノ適用ヲウケル個人マタハ法人ニツイテハ、ソレゾレノ所得税法ニ定メル使用ノ属スル年度ノ予定申告書オヨビ過去3カ年ノ確定申告書（更正決定ヲ含ム）（タダシ予定申告書ノナイ場合ハ過去4カ年ノ確定申告トスル）ニ記載サレタ農業所得額ヲソレゾレノ年度ニ対応スル、別ニ指定スル物価指数ヲモツテ使用ノ属スル年度ノ額ニ修正シタモノノ算術平均シタモノトスル。

- (ウ) 下記各号ニオケルモノニツイテノ農業所得額ノ算定ニ当ツテハ、同人所有ノ他ノ農地ノ反当所得額マタハ所轄税務署長ノ認定シタ管内農地ノ反当所得額ヨリ推定シ、必要ニ応ジテ別ニ定メル「農業所得算定基準」ニヨリ実施調査ノ上算定スル。

- (1) 一部使用ノ場合オヨビ、引続き数年ニワタツテ駐留軍（旧連合国軍ヲ含ム）ニ使用サレテイテ、実態ヲ表ス所得税ガナイ場合。

- (2) 税法ノ適用ヲ受ケナイ者。

- (3) 税法上、所得ノ申告ヲ要シナイ者（零細農、開拓農ヲ含ム）。

- (エ) 使用スル土地ノ一部マタハ全部ニツイテ農業経営ガ可能デアルトキハ、前各号ニヨリ算定サレタ額カラ、ソノ農業経営ニヨツテ得ラレル推定農業所得額ヲ控除シタ額ノ80%トスル。

- (オ) 前号ノ規定ニヨリ算定サレタ農地ノ賃借料ガ耕作禁止ノ農地賃借料ノ10%ヲ下回ツタ場合ハ、農地賃借料ノ10%ノ額ヲ賃借料トスル。

- (カ) (エ)号ニ規定サレタ農業経営ガ可能デアル土地ニ電柱等ノ設備ガナサレタトキノ造借料ハ次ノ算定方式ニヨツテ算定シタ額トスル。

電柱等ノ設備ガナサレタトキノ農地借料＝農地坪当借料×（全契約面積－0.5坪×電柱本数）＋電柱等設置料×電柱本数

註：1 通信線架設ノ場合ハ、電々公社ノ定メル電柱等設置料ヲ準用スル。

2 電力線架設ノ場合ハ、各地区ノ電力会社ノ定メル電柱等設置料ヲ準用スル。

3 H柱オヨビ人形柱等ニツイテハ脚数ヲモツテ本数トミナスモノトスル。

3 土地の一部の賃借料

賃借の対象となる土地が一筆の一部であるときの賃借料は、一筆全面積に対するその土地の面積の比率を、1によって算出した一筆の賃借料に乗じた額とする。

第3 建物の賃借料

建物（工作物及び附帯設備を含む。以下同じ。）の賃借料は、次に掲げる区分に応じ算定するものとする。

1 建物の賃借料

- (1) 建物の賃借料は、純家賃と地代相当額との合計額とし、純家賃は、必要経費と火災保険料相当額との合計額とする。
- (2) 純家賃は、次の表に掲げる建物の構造の区分に応じ、それぞれその登録価格に同表の乗率の欄に掲げる率を乗じて得た額、その建物面積に同表の減価償却額を乗じて得た額、その建物に係る固定資産税額及びその建物の登録価格にその建物に対する火災保険料率（損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）第2条第1項第3号に規定する料率算出団体が定める率をいう。）を乗じて得た額の合計額とする。

構 造		乗率	減 価 償 却 額 (円/平方メートル)
木 造	住宅	8%	472
	住宅以外	7%	
鉄骨鉄筋コンクリート造	住宅	8%	544
	住宅以外	7%	
鉄筋コンクリート造	住宅	8%	345
	住宅以外	7%	
煉 瓦 造	住宅	8%	245
	住宅以外	7%	
鉄 骨 造	住宅	8%	290
	住宅以外	7%	
土 蔵 造	住宅	8%	472
	住宅以外	7%	

- (3) 地代相当額はその建物の敷地について、第2の規定により算定した額とする。

3 土地の一部の賃借料

その土地が一筆の一部であるときの賃借料は、一筆全面積に対するその土地の面積の比率を、1によって算出した一筆の賃借料に乗じた額とする。

第3章 建物（附帯設備を含む）

1 建物の賃借料

- (ア) 建物の賃借料は、純家賃と地代相当額との合計額とし、純家賃は、必要経費と火災保険料相当額との合計額とする。
- (イ) 純家賃は、下記構造別建物ノ各々ニツイテ、その登録価格ニ(a)ノ率ヲ乗ジタ額、(b)ノ減価償却額ニその建物ノ延坪数ヲ乗ジタ額。その建物ノ固定資産税額オヨビその建物ニ対スル損害保険料率算定会ノ規定スル火災保険料率ヲ乗ジタ額トノ合計額トスル。

- (ウ) 地代相当額は、その建物ノ敷地ニツイテ、第2章土地ノ賃借料ノ基準ニヨツテ算定シタ額トスル。

(4) 地方公共団体が所有する建物の賃借料については、条例により使用料が定められている場合には、それによることができる。

2 建物の一部に係る賃借料

建物の一部に係る賃借料は、本通達によって算出した建物全部に係る賃借料に相当する額に、建物全部の専用面積に対するその一部の専用面積の比率を乗じた額とする。ただし、専用面積とは、建物全部の床面積から廊下、階段、便所、洗面所、洗濯所等共同部分の床面積を除いた床面積をいう。

第4 動産の賃借料

動産（設備及び備品をいう。）の賃借料は、必要経費及び火災保険料相当額の合計額とする。

(エ) 固定資産税ヲ賦課サレテイナイ建物ニツイテハ近傍類似ノ建物ノ坪当登録価格ニ比準シテ査定シタ額ニ(イ)ノ(a)ノ率ヲ乗ジタ額ニソノ建物ノ延坪数ヲ乗ジタ額トソノ建物ニ対スル損害保険料率算定会ノ火災保険料率（都道府県有建物ニアツテハ都道府県会館ノ火災共済基金分担金基率、市有建物ニアツテハ全国市有物件災害共済会ノ火災共済基金分担金基率、町村有建物ニアツテハ財団法人全国自治協会ノ災害共済基金分担金基率トスル。以下同ジ。）ヲ乗ジタ額ト(イ)ノ(b)減価償却額ニソノ建物ノ延坪数ヲ乗ジテ得タ額トノ合計額トスル。

(ウ) 地方公共団体所有ノ建物ガ都マタハ市条令ニヨリ坪当使用料ガ規定サレテイル場合ハ、ソノ坪当使用料ノ額ニソノ建物ノ延坪数ヲ乗ジタ額ノ範囲内トスル。

構 造	(A) 乗 率	(B) 減価償却額
	住宅 住宅以外	円／坪
木 造	8% 7%	1,560
鉄骨鉄筋コンクリート造	〃 〃	1,800
鉄筋コンクリート造	〃 〃	1,140
煉 瓦 造	〃 〃	810
鉄 骨 造	〃 〃	960
土 蔵 造	〃 〃	1,560

註：登録価格ニ修正ガアツタ場合ハ、修正サレタ登録価格ニ基イテ(イ)ニヨツテ算出シタ額トスル。

2 建物ノ一部ニツイテノ賃借料

建物ノ一部ニツイテノ賃借料ハ基準ニヨツテ算出シタ建物全部ニツイテノ賃借料ニ相当スル額ニ建物全部ノ専用面積ニ対スルソノ一部ノ専用面積ノ比率ヲ乗ジタ額トスル。

タダシ、専用面積トハ建物全部ノ床面積カラ廊下、階段、便所、洗面所、洗濯所等共同部分ノ床面積ヲ除イタ床面積ヲイウ。

第4章 工作物ノ賃借料

工作物ノ使用料ハ、第3章建物ノ賃借料ノ基準ヲ準用スル。

第5章 動産ノ賃借料

1 動産ノ賃借料ハ必要経費並ビニ火災保険料相当額ノ合計額トスル。

タダシ、事業用動産デ固定資産税ガ課セラレテイル場合ハ、ソノ税額ヲ加算スル。

2 必要経費ハ動産ノ使用開始時ニオケル適正

第5 協議 <u>この通達により難い場合は、地方協力局長に協議するものとする。</u>	<u>ナ時価ヲ「動産価格算定方法」ニヨリ算定シ、コノ価格ニ動産使用率ヲ乗ジタ額トスル。</u> <u>タダシ、取得時不明ノ中古品ヲ使用スル場合ハ、使用開始時マデニソノ新品耐用年数ノ30%以上ヲ経過シタモノトシテ、コレニ応ジテ定メタ使用乗率ヲ適用スル（別表動産使用率表参照）</u> <u>3 耐用年数ノ全部ヲ経過シタ動産ノ必要経費ハソノ動産ノ残存価格ニ7%ヲ乗ジタ額トスル。</u> <u>4 美術工芸品ノ必要経費ハ、ソノ適正ナ時価ニ6%ヲ乗ジタ額トスル。</u> <u>5 火災保険料相当額ハ動産ノ適正ナ時価ニソノ動産ガ所在スル建物ニツキ定メラレタル損害保険料率算定会ノ火災保険料率ヲ乗ジタ額トスル。</u> <u>前 文（抄）（昭和31年7月24日調達規第8号）</u> <u>コノ規則ハ昭和31年4月1日カラ適用スル。</u>
---	---

(新)

消除

(旧)

別表

動 産 使 用 率 表

[illegible]

<u>27</u>	<u>0.228</u>								
<u>28</u>	<u>0.258</u>								
<u>29</u>	<u>0.301</u>								
<u>30</u>	<u>0.070</u>								

以下同

註：経過年数ニ端数ノ月ノアル場合ハ下式ニヨリ算定スル。

$$\frac{(\text{ソノ年数ノ使用率}) + [(\text{次ノ年数ノ使用率}) - (\text{ソノ年数ノ使用率})] \times \frac{\text{端数ノ月}}{12}}{12}$$

動産価格算定方法

動産ノ価格ハF式ニヨツテ算定スル。

$$X = A \left(1 - 0.9 \times \frac{K}{T} \right)$$

X：使用開始時ノ動産ノ価格

A：使用開始時ノ動産ノ新取得費

T：耐用年数

K：経過年数

(A) 新取得費ハ新品価格マタハ新品価格ト附帯費トノ合計額トシ、下記ニヨリ算定スル。

(ア)(1) 一般ニ市場ニオイテ、容易ニ入手デキル動産ノウチ、同種同様ノ動産ニツイテハ市場価格カラ新品価格ヲ算定スル。

新品価格ノ算定ニアタツテハ動産ノ名称形式能力寸法制作者等ヲデキル限り確認シ、制作者毎ノ価格ノ相違、原材料ノ量並ビニ質ニヨル価格ノ相違オヨビ仕上ノ程度ニヨル価格ノ相違等ヲ比較検討シナケレバナラナイ。

(2) 附帯費ハ機械等ニオイテ、新品価格ガ工場裸渡シ価格トナルトキハ運搬費オヨビ据付費ヲ計算スル。

(イ) 一般ニ市場ニオイテ、容易ニ入手デキナイモノマタハ売買実例モナイ機械等ニツイテハ重量価格ニヨリ新品価格ヲ算定シ、コレガ不可能ナ場合ニ限り倍数ニヨリ、新取得価格ヲ算定スル。

(ウ) 重量価格ニヨル算定ハ下記ニヨル。

(1) 重量ニ重量単位ヲ乗ジタモノトスル。

(2) 重量ハ機械等施設時ニオケル資料ノ記録ガ保存シテアル場合ハ、ソノ設計重量マタハ型録ガアル場合ハ型録記載ノ製品重量ノ90%トシ、設計図ニヨル場合ハ、部分毎ニ素材別ニ立体面積ヲ推計シ機械等ヲ構成シテイル鉄、非鉄金属、木部等スベテヲ含メテ重量ヲ算定スル。

(3) 重量単価

別表第1号「トン当り価格表」ニヨルソノ機械等ヲ分類ニアテハメテ算出スル。

(4) 附帯費ハ運搬費オヨビ据付費ノ合計額トシ重量価格ニ別表第3号標準附帯費率ヲ乗ジタモノヲ標準トスル。

(エ) 新取得倍数ニヨル算定ハ下記ニヨル。

(1) 動産ノ記録帳簿マタハ財産目録等ニヨリ、ソノ取得時期オヨビ取得価格ヲ知り、ソノ取得価格ニ取得時期カラ評価時ニ至ル材料費、労務費ノ変動ヲ考慮シタ新取得倍数ヲ乗ズル。

(2) 新取得倍数ハ物価指数ト賃金指数ニ基キ、下式ニヨリ算出スル、物価指数、賃金指数ハ別表第2号ヲ参照スル。

(i) 可搬性ノ機械ノ倍数

$$= \frac{(金属材料物価指数 \times 50) + (賃金指数 \times 50)}{100}$$

(ii) 金属製器具オヨビ備品ノ倍数

$$= \frac{(金属材料物価指数 \times 40) + (賃金指数 \times 60)}{100}$$

(iii) 木製器具オヨビ備品ノ倍数

$$= \frac{(建築材料物価指数 \times 40) + (賃金指数 \times 60)}{100}$$

(B) 美術工芸品ハソノ性質上、減価償却ヲシナイ。

(C) 耐用年数ハ別表第4号「耐用年数表」ニヨル。取得時期不明ノ中古品ノ残存耐用年数ハ新品耐用年数ノ70%以内ニスル。

(D) 経過年数ハ、実際ノ経過年数ニヨルコトヲ原則トスルガ、使用開始前ノ維持補修ノ状況ニヨリコレニヨリ難イト認メタ時ハコレラノ事情ヲ参酌ノ上、適当ニ算定スル。

(E) 経過年数ガ、耐用年数ノ全部ヲ経過シタ財産ノ残存価格ハ再建築費マタハ新取得価格ノ1割トスル。

(新)

削 除

(旧)

(別表第 1 号)

機 械 屯 価 格 表

(単位 円)

	26年11月	〃 12月	27年 1 月	〃 2 月	〃 3 月	〃 4 月	〃 5 月
原動機類	248.934	262.167	209.044	269.787	269.288	268.772	303.148
動力伝導装置	152.706	155.598	141.103	143.888	150.053	163.276	135.558
ポンプ	263.563	262.675	254.117	255.328	252.794	256.810	247.434
圧縮機	304.283	306.926	315.164	366.065	304.356	298.241	371.066
送風機 扇風機	255.533	248.502	291.160	305.413	292.573	221.743	257.911
金属加工機械	138.194	147.472	136.993	133.027	135.154	165.224	149.285
食糧加工機械	196.904	201.945	200.947	214.407	214.765	221.879	218.485
鉱山機械	170.002	159.080	163.527	165.215	174.417	171.418	171.991
破碎機械 選別機類	150.449	167.815	133.638	176.215	163.923	235.237	173.400
化学機械	179.359	181.890	178.159	174.206	216.906	199.964	208.984
起重機	204.314	302.856	207.172	345.085	307.730	368.214	233.178
捲揚機	238.623	224.170	199.711	221.539	169.475	185.761	192.148
コンベア	152.603	146.131	147.750	186.459	194.056	193.688	164.990
工業窯炉	66.532	64.995	65.152	68.481	68.383	77.508	70.172

備 考

(Ⅰ) 原 動 機 陸用船舶用ノ蒸汽缶、往復蒸汽機関ノ蒸汽タービン、瓦斯タービン、ディーゼル機関、内燃機関、オヨビ水車等。

(Ⅱ) 伝導装置 プーリー、軸、クラッチ、歯車、ガバナー軸受、調車等。

(Ⅲ) 金属加工用機械 圧延機械、屈曲機械、水圧機械、プレス、剪断機、鍛造機械、手動プレス、熔断機等。

(Ⅳ) 食糧用機械 穀物一次オヨビ二次処理機、醸造用機械、菓子製造器、油糧機械、酪農品、牛乳製品製造機械、練製品製造機械、水産製品製造機械等。

(Ⅴ) 工業窯炉 溶解炉、加熱炉、焼成炉等。

(Ⅵ) 破碎機混合機 クラツシヤー、ミル等。

(Ⅶ) 化学機械 圧搾機、蒸留機、混合機、炉過機、分離機、乾燥機、反応機、冷却機、ガス発生機等。

(新)

削 除

(旧)

(別表第2号～1)

東 京 卸 売 物 価 指 数

昭和9～11年ヲ100トス

<u>種 別</u>	<u>金属オヨビ金属製品</u>	<u>建 築 材 料</u>
<u>昭和26年1月</u>	<u>28.407.1</u>	<u>29.238.0</u>
<u>〃 2月</u>	<u>31.649.1</u>	<u>31.126.8</u>
<u>〃 3月</u>	<u>35.291.6</u>	<u>33.261.1</u>
<u>〃 4月</u>	<u>39.655.3</u>	<u>32.930.5</u>
<u>〃 5月</u>	<u>40.216.2</u>	<u>32.618.9</u>
<u>〃 6月</u>	<u>40.185.4</u>	<u>32.184.5</u>
<u>〃 7月</u>	<u>40.154.6</u>	<u>31.844.5</u>
<u>〃 8月</u>	<u>39.741.6</u>	<u>31.806.7</u>
<u>〃 9月</u>	<u>39.729.3</u>	<u>32.467.8</u>
<u>〃 10月</u>	<u>39.186.9</u>	<u>32.968.3</u>
<u>〃 11月</u>	<u>38.724.6</u>	<u>33.100.5</u>
<u>〃 12月</u>	<u>38.268.6</u>	<u>32.392.2</u>
<u>年 平 均</u>	<u>37.600.9</u>	<u>32.161.7</u>
<u>昭和27年1月</u>	<u>38.182.3</u>	<u>32.798.3</u>
<u>〃 2月</u>	<u>38.743.1</u>	<u>33.856.0</u>
<u>〃 3月</u>	<u>38.385.7</u>	<u>34.111.0</u>
<u>〃 4月</u>	<u>37.627.6</u>	<u>34.148.8</u>
<u>〃 5月</u>	<u>36.690.7</u>	<u>34.044.9</u>
<u>〃 6月</u>	<u>36.080.5</u>	<u>33.185.5</u>
<u>〃 7月</u>	<u>36.012.7</u>	<u>34.044.9</u>

本表、昭和26年ノ数字ハ最終的ニ確定サレタ指数ヲ記載シテイル。

(新)

削 除

(旧)

(別表第2号～2)

賃 金 指 数

昭和9～11年ヲ100トス

産業別 月 別	<u>金 属 工 業</u>	<u>機械器具工業</u>	<u>ソノ他ノ工業</u>
<u>昭和27年</u>			
<u>1 月</u>	<u>17. 119. 7</u>	<u>20. 633. 8</u>	<u>28. 505. 4</u>
<u>2 月</u>	<u>16. 449. 4</u>	<u>20. 997. 5</u>	<u>21. 888. 2</u>
<u>3 月</u>	<u>16. 478. 2</u>	<u>21. 132. 1</u>	<u>22. 894. 5</u>
<u>4 月</u>	<u>16. 221. 4</u>	<u>20. 768. 4</u>	<u>22. 106. 9</u>
<u>5 月</u>	<u>16. 402. 6</u>	<u>22. 179. 3</u>	<u>22. 421. 0</u>

(新)

削 除

(旧)

(別表第3号)

重量価格ニ対スル標準附帯費率表

分 類	種 別	重 量	附 帯 費 率
普 通 工作機械	(例) 旋 盤 6 尺以下	5 吨以下	2 %以内
	ボール盤 24吋以下		
	セーパー 28吋以下		
	プレーナー 8 尺以下		
大 型 工作機械	旋 盤 20尺以下 プレーナー 8 尺～20尺	10吨以下	5 %以内
普 通 産業用機械	起 重 機 20吨以下 ボイラー 6 尺以下 モーター 10～5 馬力	10吨以下	5 %以内
特 大 工作機械	旋 盤 20尺以上 プレーナー 20尺	10吨以上	10%以内
大 型 産業用機械	起 重 機 水管式ボイラー 6 尺以上 モーター 51～100馬力	10吨以上	10%以内
特別ナ機械 オヨビ装置	起 重 機 70吨以上 水管式ボイラー 50m 〃 ロ ー ル 250 馬力 鉦 炉 平 炉 ガス、コークス炉	40吨以上	15%以上

(新)

削 除

(旧)

(別表第4号)

動 産 耐 用 年 数 表

(器具オヨビ備品) 耐用年数

用 途	品 目	耐用 年数	備 考
ホ テ ル 舞 踏 場 俱 楽 部	室 内 装 飾 品 (金 属 製)	25	他ノ用途ニ モ共通
	(ソ ノ 他)	15	
	食 事 用 品 、 厨 房 用 品	5	
	繊 維 製 品 オ ヨ ビ 椅 子	5	
	ソ ノ 他 ノ 客 室 用 品		
	応 接 セ ッ ト オ ヨ ビ 娯 楽 設 備	10	
	電 話 設 備	15	
	ネ オ ン サ イ ン	3	
	ソ ノ 他 (主 ト シ テ 金 属 製)	15	
小 売 店 舗	〃 (ソ ノ 他 ノ モ ノ)	8	
	木 製 陳 列 戸 棚	15	
	ガ ラ ス 製 陳 列 ケ ー ス		
	金 銭 登 録 器	10	
	模 型 オ ヨ ビ 度 量 衡 器	5	
	ソ ノ 他 (主 ト シ テ 金 属 製 ノ モ ノ)	15	
事 務 所	〃 (ソ ノ 他 ノ モ ノ)	8	他ノ用途ニ モ共通
	金 庫	30	
	計 算 機 、 タ イ プ ラ イ タ ー		
	タ イ ム レ コ ウ ー ダ ー		
	放 送 設 備	10	
	ソ ノ 他 (主 ト シ テ 金 属 製 ノ モ ノ)	20	

	〃 (ソ ノ 他 ノ モ ノ)	10	
劇 場	幕 ・ 絨 氈 ・ 帷 帳	5	
映 画 館	衣装、大道具、小道具、椅子、ネオン、サイン ソ ノ 他 (主 ト シ テ 金 属 製 ノ モ ノ)	3 15	
	〃 (ソ ノ 他 ノ モ ノ)	8	
理 容 室	鏡 ・ 鏡 台 ・ 陳 列 戸 棚 洗 面 設 備 ・ 回 転 椅 子 ソ ノ 他	15 10 6	
病 院	診 察 室 オ ヨ ビ 病 室 用 器 具 消 毒 用 機 械 オ ヨ ビ 器 具 調 剤 用 機 械 オ ヨ ビ 器 具 頭 微 鏡 物 理 学 的 機 械 オ ヨ ビ 器 具 寢 台 ソ ノ 他 (主 ト シ テ 金 属 製 ノ モ ノ) 〃 (主 ト シ テ ガ ラ ス 製 ノ モ ノ) 〃 (ソ ノ 他 ノ モ ノ)	10 6 8 15 12 10 10 3 6	
工 場	ボ ン ベ 同 上 (塩 素 用)	12 8	
鉦 山	容 器 類 (陶 器 オ ヨ ビ 硝 子 製 ノ モ ノ)	3	
倉 庫	同 上 (木 製 ノ モ ノ) 同 上 (ソ ノ 他 ノ モ ノ) 試 験 器 具 (陶 器 オ ヨ ビ 硝 子 製 ノ モ ノ) 同 上 (木 製 ノ モ ノ) 同 上 (ソ ノ 他 ノ モ ノ) ソ ノ 他 (主 ト シ テ 金 属 製 ノ モ ノ) (ソ ノ 他 ノ モ ノ) 測 定 工 具	10 15 3 8 15 15 8 10	
工 場	鍛 圧 工 具 ・ 取 付 工 具 (型 オ ヨ ビ 冶 具 フ 含 ム)	4	
鉦 山	切 削 工 具 及 ビ 雑 工 具 (平 動 ノ モ ノ) 切 削 工 具 (機 動 ノ モ ノ) (ダ イ ス オ ヨ ビ 雑 工 具 フ 含 ム)	6 3	
倉 庫			

(個人住宅ノ備品) 耐用年数

用 途	品 目	耐用 年数	備 考
住 宅	金 庫	45	書棚ロッカー
	室 内 装 飾 品 (金 属 製)	38	鏡、花瓶
	同 上 (ソ ノ 他)	23	
	タ イ プ ラ イ タ ー	15	
	電 話 機 ・ 電 気 時 計 ・ ラ ジ オ	15	
	扇 風 機	15	
	電 気 冷 蔵 庫	15	
	度 量 衡 器	8	
	応 接 セ ッ ト 客 室 用 品	15	
	娛 楽 設 備	15	
	木 製 家 具	23	
	寢 台	15	
	椅 子 (スプリング入)	8	
	織 維 製 品	8	
	衛 生 陶 器	20	洗面器、流シ
	浴 槽 (木 製)	15	
	湯 沸 ボ イ ラ ー	20	
	ポ ン プ	20	
	モ ー タ ー	20	
	水 槽 (鉄 製)	20	
	各 種 配 管	20	
	洗 濯 機	15	
	電 気 ア イ ロ ン	12	
	食 事 用 品 ・ 厨 房 用 品	8	
	ソ ノ 他 (主トシテ金属製ノモノ)	23	
	(ソ ノ 他 ノ モ ノ)	12	

本表ノ耐用年数ハ固定資産ノ耐用年数ニ関スル大蔵省令表ヨリ抜萃シタモノデアツテ、ココニ掲ゲテイナイ機械装置ノ耐用年数ニ関シテモ大蔵省令別表オヨビ機械装置明表記載ノ耐用年数ヲ原則トシテ適用スル。